

大阪府私立幼稚園預かり保育事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 保護者や地域のニーズに弾力的に対応し子育て支援に資するため、幼稚園の預かり保育事業について、大阪府内に所在する私立幼稚園を設置する者（以下「私立幼稚園設置者」という。）に対し、予算の定めるところにより、大阪府私立幼稚園預かり保育事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

2 補助金の交付について、規則の規定を適用する場合は、規則中「知事」とあるのは「大阪府教育長（以下「教育長」という。）」と読み替えるものとする。

(補助対象事業及び経費)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、教育課程に係る幼稚園の教育時間の前後、土曜・日曜・祝日または長期休業期間中に、当該幼稚園の園児のうち希望者を対象に私立幼稚園設置者が教育活動を行う預かり保育事業（以下「補助事業」という。）とする。

2 補助金の交付の対象となる経費は、私立幼稚園設置者が実施する預かり保育に要する経費のうち、次の各号に掲げる経費とする。ただし、大阪府私立幼稚園経常費補助金又は大阪府私立幼稚園教育研究費等補助金に係る経費は除く。

- (1) 人件費
- (2) 教育研究経費
- (3) 管理経費

(補助金の額)

第3条 補助金の額は別表のとおりとし、前条第2項に規定する経費の額の範囲内とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第4条第1項の申請にあたっては、以下に規定する各号の書類を毎年度教育長が指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 要件確認申立書（様式第1号の2）
- (3) 暴力団等審査情報（様式第1号の3）
- (4) 教育長が別に定める「大阪府私立幼稚園預かり保育事業補助金補助対象基準」（以下「補助対象基準」という。）に定める書類

(補助金交付決定)

第5条 教育長は、前条の申請があったときは、規則第5条の規定により補助金の交付の決定を行い、補助金の交付の申請をした者に対し交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

2 前項の規定による通知を受け取った者は、その権利を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

(補助金の交付の条件等)

第6条 規則第6条第1項第1号の規定による軽微な変更は、補助金の交付の目的の達成に影響を及ぼさない変更とする。

2 規則第6条第1項第2号の規定による軽微な変更は、補助金の額に影響を及ぼさない変更とする。

3 規則第6条第1項第1号及び第2号の規定による教育長の承認を受けようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書(様式第3号)を教育長に提出しなければならない。

4 規則第6条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助金は、第2条第2項に規定する経費に充当しなければならない。

(2) 補助金の交付を受けた者は、補助金の収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、補助事業に関するすべての関係書類とともに、補助事業の完了した日又は廃止した日の属する年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

(3) 補助事業の執行状況に関しての調査又は報告を求められたときは、これに従わなければならない。

(補助金の交付の申請の取下げ)

第7条 補助金の交付の申請をした者は、第5条の規定による通知を受け取った日から起算して10日以内に限り当該申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助金の不交付等)

第8条 教育長は、補助事業の執行状況が適正を欠き、補助の目的を有効に達成することができないと認めるときは、補助金の全部又は一部を交付しないことができる。

(補助金の交付)

第9条 教育長は、補助事業の円滑な遂行及び効果の増進を図るため、第5条の規定による補助金交付決定額を概算払により交付するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、第5条の規定による補助金交付決定通知を受け取った日の翌日から起算して10日以内に補助

金（概算払）交付請求書（様式第4号）を教育長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 規則第12条の規定による報告は、補助金実績報告書（様式第5号）を補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月30日までに、教育長に提出することにより行わなければならない。ただし、補助事業を廃止したときは、廃止した日から起算して30日を経過した日とする。

（細則の制定）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月14日から施行し、平成28年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年6月25日から施行し、平成30年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月19日から施行し、令和元年度の事業から適用する。

別表

（単位：千円）

※長期休業日、休業日については4月～10月までの間に実施することとし、年

教員数	通常保育日				長期休業日※		休業日※ 10日以上
	2時間 以上 5時間 未満	5時間 以上 6時間 未満	6時間 以上 7時間 未満	7時間 以上	15日 以上 30日 未満	30日 以上	
1人	780	1,120	1,490	2,000	160	160	300
2人	1,170	1,680	2,410	3,000	280	360	480
3人	1,560	2,130	3,150	3,900	400	540	660

間の実施必要日数は教育長が別に定める要件を満たしていること。